

税理士の方が
代理送信される場合

e-Tax イーテックス ならこんな**メリット**があります！

納税者の電子署名を省略できます。

①税理士情報を入力し、
②申告書データに税理士の電子署名を付し、
③申告書データを送信する
ことで、納税者本人の電子署名を省略することができます。



相続人等が複数いる場合
や遠隔地にいる場合でも
申告手続がスムーズ♪

マイナンバー制度に係る添付書類を省略できます。

マイナンバー制度における「本人確認等書類」のうち、
「税理士証票の写し」の添付や
「納税者本人の番号確認書類」の添付が不要となります。



相続人等の本人確認
書類を添付する手間
が省ける♪

申告書の控えなどをデータで管理できます。

送信したデータや受付結果をファイルに保存できるため、
データ管理が可能となり、ペーパーレス化につながります。



相続税の申告書(控)
などの保存スペース
の必要なし♪

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

http://toeitax.co.jp/

2019/08 月号

相続税の電子申告の懸念点は

印鑑不要に

ついに相続税について電子申告が 10 月より開始されることになりました。

これまで相続税の申告書は、紙の申告書に捺印をして紙で提出をしなければなりませんでしたが、インターネット上で提出することができるようになります。所得税など異なり **相続税の申告書は、通常（揉めていない限り）は相続人全員が同じ紙にそれぞれ 1 人ずつ捺印をして提出をします**ので、相続人が多数いて住んでいる場所もバラバラという場合には捺印をするだけでもかなりの手間が掛かっていました。また相続人各々が控用を保管する場合、控用だけで大量になり、捺印箇所が何十か所にもなることも良くありましたので、印鑑が不要になるというのは時代の流れにも沿いますし、何より手間が省けますので良いことだと思います。**税理士が電子申告する場合は上図のとおり相続人本人の署名等は不要**ですから、

内容だけ確認すればあとは税理士にお任せして終わりです。非常に楽です。

相続税独自の懸念も

ただし、これだけ楽になれば当然リスクも出ます。特に相続税の場合は相続人（=申告者）が複数いるという独特的の問題点があります。例えば、相続人が母と子供だった場合、やり取りは代表者 1 人（例えば母）とを行い、子供とは連絡を一切取らないこともあります。それでも今まででは、完成した申告書を渡し「各々捺印をして返送してください」と告げるだけですから、**母が全て取りまとめているような場合実際に子供が捺印しておらず母が代理で捺印していたとしても、それは相続人側で勝手にやっていることですから税理士の責任にはなりません。**これが電子申告ということになれば実際に代理でパソコンのボタンを押すのは税理士本人ですから、「勝手に申告された」などと在らぬ疑いをかけられる恐れがあるのではないかと懸念しています。これまで以上に税理士と相続人各々とのコンタクトが必要になるでしょう。

今月のコメント

プレミアリーグがついに始まりました。我がマンUはファーガソン後長年低迷が続いていますが今年こそはと願っています。第 1 節はいきなりチェルシーとのビッグ 6 との対戦でしたが見事 4-0 で勝利。特にマグワイアとワンビサカの入った DF 陣は昨年よりかなり期待が出来そうです。DF が安定してビルドアップも安定すればそれがオフェンスにも好影響を与えるんだなあと感じました。あとは若手 FW 陣次第でしょう。とりあえず今年は CL 出場権は取りたいですね。それにしても毎試合マンUの試合が見れるなんて DAZN 様のおかげとつくづく思います。良い時代になりました。

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9 階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人